

日精診発第 140127-24 号

平成 26 年 1 月 27 日

厚生労働大臣 田村 憲久 殿

公益社団法人日本精神神経科診療所協会

会長 渡辺 洋



平成 26 年度診療報酬改定における 向精神薬処方への減算規定に関する再要望書

平成 26 年度診療報酬改定における向精神薬処方への減算規定に関しまして、当協会は平成 25 年 12 月 26 日付けで、厚生労働大臣に、「診療報酬において、薬剤処方への制限につながる規定が、専門家への相談もなく設けられないよう関係各位へ指導していただきますよう」要望いたしましたところであり、しかしながら、本年 1 月 16 日に発表されました「平成 26 年度診療報酬改定に係るこれまでの議論の整理（現時点の骨子）」により、また、「I-2 精神疾患に対する医療の推進について」の (4)として「適切な向精神薬の投薬を推進する観点から、通院・在宅精神療法等について、向精神薬を多剤処方した場合について適正化を行う。」と記されております。

このような規定が設けられますと、精神科の診療行為に影響を与え、病状の再発、増悪などが生じ得ます。自殺者の増加にもつながりかねません。また、安易な減算は患者にさまざまな症状を生じさせる危険もあります。さらに、病状からやむを得ず多剤を使用せざるを得ない重症患者を外来で診療することが困難になり、退院促進とは逆行する結果にも繋がります。これらのさまざまな悪影響が生じ、患者に極めて重大な危険と不利益が生じることが予想されます。

精神科を専門とする精神科医が、医学的に必要と判断して処方する限りにおいては、制限されることなく処方できるようにしていただければ、このような事態は避けることができると考えます。

公益社団法人日本精神神経科診療所協会は改めて下記を要望いたします。

平成 26 年度診療報酬改定における、向精神薬処方への制限につながる規定の撤回を要望します。